

各 県 立 学 校 長 殿

教 育 長

第二学期（後期）の幼児児童生徒の指導について（通知）

長期休業後は、幼児児童生徒（以下「生徒等」という。）の心身の状況や行動に変化が現れやすく、また、休業中の生活習慣の影響等から、様々な問題行動や不適応の発生も懸念されます。特に本年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえたより丁寧な対応が求められます。

各学校においては、下記の事項及び別添「指導・支援のポイント」について、学校や地域の実情、生徒等の実態等に応じて適切な指導が行われるよう、貴校教職員に対する周知徹底をお願いします。

記

1 生徒等の生命を守る生徒指導の徹底

- ・生徒等の生命に関わる重大な事象等が発生していることから、生徒等に命の大切さ、善悪の判断等に関する具体的な指導を徹底するとともに、教育活動全般を通じて、心の教育を一層推進すること。
- ・18歳以下の自殺は長期休業明けに急増する傾向にあることを踏まえ、悩みを抱える生徒等の早期発見に資するアンケート（「こころと生活等に関するアンケート」「ストレスチェック」等）や教育相談活動等の具体的な取組を強化し、適切に支援を行うこと。
- ・問題行動等を起こした生徒等への対応については、問題行動に至った背景を探るとともに、定められた規定を踏まえつつも、個々の生徒等の特性等に配慮した指導と支援を行うこと。

2 健康・安全管理及び事故防止のための取組の強化

- ・各教育活動の実施に当たっては、随時更新される新型コロナウイルス感染症に関する情報の収集に努め、感染予防対策を徹底すること。併せて、生徒等の健康状態を十分把握し、熱中症予防対策や事故防止対策に留意すること。
- ・交通ルールの遵守やマナーの向上の指導に努めるとともに、人命尊重の考え方を徹底し、交通事故防止に努めること。自転車等の利用については、道路交通法や「令和2年度秋の交通安全県民運動」の趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて実効性のある指導に努めること。
- ・教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めること。また、疑いも含め児童虐待を発見したときは、法に基づき、速やかにこども家庭相談センターや市町村児童福祉担当部署に通告すること。
- ・県警察本部のウェブページには、8月17日現在で66件の不審者情報が掲載されている。生徒等が被害者となる事象等が発生している現状を踏まえ、家庭、地域、関係機関と連携・協力しながら、被害防止に努めること。併せて、校内にの緊急連絡体制等を整備・確認すること。

3 問題行動等の未然防止

- ・「奈良県青少年の健全育成に関する条例」及び「奈良県少年補導に関する条例」の趣旨を踏まえ、「学校・警察連携制度」等を適切に運用し、生徒等の健全育成に努めること。
- ・生徒等による大麻の所持・使用など、若年層の薬物乱用が懸念されている。警察等関係機関の協力を得て、薬物乱用防止教室等を開催するなど、未然防止の指導を徹底すること。
- ・インターネット上の違法・有害情報から生徒等を守るため、フィルタリングの利用促進やインターネットリテラシーの向上に重点を置いた取組を実施し、あらゆる機会を通じて生徒等への指導及び保護者への啓発を行うこと。特に、SNS上での不特定多数の人との不用意な接触や、盗撮、児童ポルノ製造等に関して、生徒等が自ら身を守ることができるよう指導すること。

4 不登校及び中途退学の未然防止

- ・長期休業後の学校生活への不適応や学業不振がきっかけとなり、不登校や中途退学に結びつくケースがあることを踏まえ、保護者等と連携した上で、実態に応じた適切な指導と支援を行うこと。
- ・全ての生徒等が自らの将来と望ましい自己実現に向けて具体的な展望をもち、それに向け努力できるよう、一人一人の課題に対するきめ細かな指導と支援を行うこと。
- ・SC・SSW等の専門家を活用し、チーム学校として生徒等に対する支援体制を構築すること。

5 いじめの問題への一層の取組

- ・いじめはどの子どもにも、どの学校においても起こり得る。いじめ防止対策推進法によるいじめの定義を全教職員が理解し、「些細な、軽微ないじめの芽や兆候」も見逃さず、組織としていじめを積極的に認知し、対応すること。また、校内外の相談窓口を周知するなど、必要な情報提供に努めること。
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検と見直しを行い、実効性のある取組を推進すること。また、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」の在り方をはじめ、組織的な取組の点検に努めるとともに、会議を定期的で開催するなど、いじめ問題への取組を強化すること。
- ・新型コロナウイルス感染症に係る差別や偏見が生じないよう、感染症に関する適切な知識等を基に、発達段階に応じた指導を行うこと。

6 在り方生き方に関する指導

- ・学校行事の計画・実施に当たっては、行事のねらいを明確にし、感染予防対策を講じながら、生徒等や学校の実態に応じて創意工夫して実施すること。併せて、自主的・主体的な活動を通して、生徒等に自己存在感や自己有用感を体感させるとともに、他者を認める態度を育み、望ましい人間関係を築く機会となるよう事前・事後の指導を行うこと。

学校教育課 生徒指導係（担当：高木）

Tel 0742-27-5435 Fax 0742-27-1021

参考資料

- ・新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について
(令和2年5月29日付け教学第210号・教人第62号)
- ・命を大切にす教育の充実に向けた指導及び支援の推進について
(平成30年9月20日付け教生第206号)
- ・児童生徒の自殺予防に係る取組について
(令和2年6月29日付け教研第229号)
- ・学校再開に伴う児童生徒の心のケアに向けたスクールカウンセラーの追加配置について
(令和2年5月18日付け教研第135号)
- ・学校教育活動再開後の児童生徒の心の安定に向けた支援について
(令和2年6月5日付け教研第176号)
- ・長期休業明けに伴う児童生徒へのアンケート等の実施について
(令和2年8月4日付け教学第442号・教研第300号)
- ・奈良県立学校における特別指導ガイドライン
(平成29年12月 奈良県高等学校長協会他)
- ・「新型コロナウイルス感染症に対応した県立学校における学校保健に関するQ & A」について
(令和2年7月3日付け教体第183号)
- ・熱中症事故の防止について
(令和2年6月1日付け教体第116号)
- ・奈良県部活動の在り方に関する方針
(令和2年4月 奈良県・奈良県教育委員会)
- ・「自転車関係事故に係る分析」資料の送付について
(令和元年5月20日付け保健体育課事務連絡)
- ・学校の安全確保のための施策等について
(令和元年5月9日付け保健体育課事務連絡)
- ・学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き
(令和2年6月改訂版 文部科学省)
- ・教職員のための児童虐待対応の手引
(令和元年7月改訂版 奈良県教育委員会)
- ・不審者にかかわる情報の共有及び対応の在り方について
(令和2年4月3日付け教学第6号の1)
- ・学校・警察連携制度について
(令和2年4月3日付け教学第5号の1)
- ・薬物乱用防止教育の充実について
(平成30年12月28日付け教体第423号)
- ・インターネットの安全利用に関する研修の実施について
(平成31年2月6日付け教生第330号の1)
- ・不登校児童生徒への支援の在り方について
(平成28年9月29日付け教学第842号・教生第164号・教研第385号)
- ・不登校支援のしるべ(教員用)
(平成24年3月 奈良県教育委員会)
- ・奈良県いじめ防止基本方針の送付について
(平成28年4月25日付け教生第31号)
- ・「いじめの防止等のための基本的な方針」の改定及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」の策定について
(平成29年3月27日付け教生第331号)
- ・「いじめ早期発見・早期対応マニュアル」の改訂について
(平成30年3月23日付け教生第359号)
- ・いじめ防止対策の推進に関する調査結果に基づく勧告を踏まえた対応について
(平成30年3月30日付け教生第380号)